

公の施設に係る指定管理者候補者の選定について

令和3年1月19日
医療介護人材課
障害者支援課

1 要 旨

令和3年度からの指定管理者について、選定委員会の審査を踏まえ、候補者の選定を行った。

2 導入施設

	広島県健康福祉センター	広島県立視覚障害者情報センター	広島県聴覚障害者センター
所在地	広島市南区皆実町一丁目	広島市東区戸坂千足二丁目	広島市南区皆実町一丁目
施設の設置目的	県民の健康づくり及び明るい長寿社会づくりの推進を図る	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供する	無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物等を製作若しくは利用に供し、又は手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣の便宜を供与するとともに、相談業務を実施する
募集概要	受付期間：令和2年10月19日から 12月18日まで 応募者：1者	受付期間：令和2年10月6日から 12月7日まで 応募者：1者	受付期間：令和2年10月6日から 12月7日まで 応募者：1者
審査の概要	広島県指定管理者選定委員会広島県健康福祉センター部会において、応募者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査	広島県指定管理者選定委員会広島県立視覚障害者情報センター部会において、応募者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査	広島県指定管理者選定委員会広島県聴覚障害者センター部会において、応募者の提案内容について審査基準等を判断基準として審査
指定管理者の指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
指定管理者の候補者	公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構	社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会	一般社団法人 広島聴覚障害者協会

3 個別施設の候補者の選定について

詳細は別紙のとおり

広島県健康福祉センターに係る指定管理者候補者の選定について

医療介護人材課

広島県健康福祉センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会広島県健康福祉センター部会（以下「広島県健康福祉センター部会」）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
代表者	会長 松浦 雄一郎
住所	広島市南区皆実町一丁目6番29号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（予定）
申請提案額	136,615千円（予定）

【選定理由】

広島県健康福祉センター部会において、応募者から提出された事業計画書及びヒアリングにより、提案内容を審査基準に基づき審査した。

その結果、重点項目とした「利用者サービスの向上・確保」及び「申請者の経営状況・信頼性」において、

① 開館時間の延長やWEB会議システムの整備，コロナ禍における除菌対策等，利便性の向上や利用者の安全確保を図る取組

② 職員の執行体制や財務状況の健全性など，申請者の安定的な経営状況

などが評価されるとともに、これまで指定管理者として安定的に業務に取り組んできた実績が評価され、候補者として選定された。

2 施設の概要

所在地	広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号
施設の設置目的	県民の健康づくり及び明るい長寿社会づくりの推進を図る
現指定管理者	公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構

3 応募者

応募者名	所在地	代表者名
公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構	広島市南区皆実町一丁目6番29号	会長 松浦 雄一郎

4 広島県健康福祉センター指定管理者選定状況

(1) 広島県健康福祉センター部会委員

部会長	斉藤 一博（広島県健康福祉局医療介護人材課長）
委員	鈴木 雅士（鈴木雅士公認会計士事務所 公認会計士・税理士） 竹内 啓祐（小坂内科医院院長） 徳光 重雄（社会福祉法人広島県社会福祉協議会総務部長） 西本 秀子（ニシモト社会保険労務士事務所特定社会保険労務士） 渡部 貴則（一般社団法人広島県介護支援専門員協会副会長）

※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

コロナ禍の影響による利用者の減少がある中、施設の利用促進をこれまで以上に図る観点から、『I 利用者サービスの向上・確保』及び『IV 申請者の経営状況・信頼性』に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名 は3のとおり)	評価及び選定理由
I 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	20	15.8	○開館時間の延長やWeb会議システムの整備、コロナ禍におけるオゾン除菌脱臭機の導入による除菌対策など、利便性の向上に係る取組提案が評価された。
II 利用促進, 新たなイベント提案	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策, 利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容(計画)は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか 	10	7.3	○障害者施設による昼食の訪問販売の導入など、障害者の就労を支援するとともに、利用促進を図る取組が評価された。
III 維持管理水準の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか 	15	11.5	○コロナ禍においても安全な環境を提供するため、安全・安心・確実な設備等の保守管理に努める旨の説明があった。 ○設備機器等の管理、警備及び清掃等は、仕様書の基準を満たしている。

IV 申請者の経営 状況・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か 	20	15.5	○第1期（平成17～19年度）から現在の第6期（平成28～令和2年度）に至るまで、指定管理者として円滑に管理運営を行っており、その実績が評価された。
V 申請者の取組 姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	10	8.5	○入居団体、利用団体との意見交換会の開催や敷地内全面禁煙の実施など、関係団体との連携や施設の公共性に沿った対応が評価された。
VI 申請提案額（金額評価）	$\frac{\text{最低提案額}}{\text{申請提案額}} \times 10$ <p>（※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	10	10	○申請者が1社のみであり、管理費用基準額内であったため、満点（10点）とした。 （管理費用提案額：136,615千円）
VII 申請提案額の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか 	15	11.6	○申請提案額と事業計画は整合している。 ○職員の勤務形態変更による人件費の縮減などの取組が評価された。
合 計 点 数		100	80.2	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県立視覚障害者情報センターに係る指定管理者候補者の選定について

障害者支援課

広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会広島県立視覚障害者情報センター部会（以下「広島県立視覚障害者情報センター部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会
代表者	会長 橘高 則行
住所	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（予定）
申請提案額	176,675千円（予定）

【選定理由】

広島県立視覚障害者情報センター部会において、応募者から提出された事業計画書及びヒアリングにより、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、利用者のニーズを捉えたサービスの提供等により、広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者として適切な団体と評価され、全会一致で指定管理者候補者として選定された。

2 施設の概要

所在地	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号
施設の設置目的	無料又は定額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するため
現指定管理者	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会

3 応募者

応募者名	所在地	代表者名
社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会	広島県広島市東区戸坂千足2丁目1番5号	橘高 則行

4 広島県立視覚障害者情報センター指定管理者選定状況

(1) 広島県立視覚障害者情報センター一部会委員

部会長	岩崎 和浩（広島県健康福祉局障害者支援課長）
委員	佐藤 裕幸（広島県民生委員児童委員協議会会長） 鈴木 雅士（鈴木雅士公認会計士事務所公認会計士・税理士） 竹林地 毅（広島大学大学院人間社会科学研究科准教授） 西本 秀子（ニシモト社会保険労務士事務所特定社会保険労務士） 林 誠（広島県身体障害者施設協議会会長） ※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するという施設の設置目的を実現するため、利用者のニーズを捉えたサービスの提供を行う観点から、『Ⅰ 利用者サービスの向上・確保』及び『Ⅱ 利用促進, 新たなイベント提案』に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募名は 3のとおり)	評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日, 利用時間などは, 利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか (緊急時の避難体制等を含む) ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	20	14.7	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催時におけるアンケート調査や, 利用者への電話等でのニーズ把握・満足度調査を行い, 施設の運営に反映していくとの説明があった。 ○自衛防災組織編成表やマニュアルを作成するとともに, 定期的に訓練を行うとの説明があった。一方で, 水害や地震への対応についても準備すべきとの意見があった。 ○個人情報については, 個人情報保護方針を定めており, 職員に対して守秘義務を徹底するとの説明があった。
Ⅱ 利用促進, 新たなイベント提案	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策, 利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容 (計画) は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・図書や利用手段のデジタル化等利便性の向上が図られているか 	20	14.8	<ul style="list-style-type: none"> ○利用促進の一環として, 利用者からの要望が多い録音図書のデジタル化を推進するとともに, 新たな取組として, 対面音訳サービスを ZOOM や Skype で実施するとの説明があった。 ○また, ホームページに掲載する情報の充実や, メーリングリストを活用した即時性の高い生活情報等の発信を行うとの説明があった。

<p>Ⅲ 維持管理水準の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか 	<p>10</p>	<p>7.3</p>	<p>○建物及び設備に修繕の必要が発生した場合、軽微なものは速やかに修繕し、大規模な修繕を要する事案については、県と協力し対応するとの説明があった。</p>
<p>Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等，責任体制は確保されているか ・有資格者，経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・労務管理における法令遵守がなされているか 	<p>15</p>	<p>12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○司書資格，防火管理者資格を持つ者が配置されている証拠書類の提出があった。 ○利用者の安全に資するために，損害賠償保険に加入するとの説明があった。 ○財務状況は健全であると評価された。
<p>Ⅴ 申請者の取組姿勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	<p>15</p>	<p>12.7</p>	<p>○図書の点訳・音訳化及びデジタル化を推進していく上で，組織としてのメリットを生かせる団体であると評価された。</p>
<p>Ⅵ 申請提案額（金額評価）</p>	<p>最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。小数点第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお，申請者の提案額が，管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○提案額は管理費用基準内であった。 ○申請者が1者のみであり，最低提案金額と申請者の提案金額が一致するため，10点と評価された。

VII 申請提案額の 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか 	10	6.3	○事務の合理化と管理経費の節減に努めていくとの説明があった。
合 計 点 数		100	77.7	※点数は小数点以下2位を四捨五入して記載しているため、各審査基準の得点の合計は、合計点数と一致しない。

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県聴覚障害者センターに係る指定管理者候補者の選定について

障害者支援課

広島県聴覚障害者センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会広島県聴覚障害者センター部会（以下「聴覚障害者センター部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	一般社団法人広島聴覚障害者協会
代表者	代表理事 蔵本 則彦
住所	広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（予定）
申請提案額	129,420千円（予定）

【選定理由】

聴覚障害者センター部会において、応募者から提出された事業計画書及びヒアリングにより、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、利用者ニーズを捉えたサービスの提供を行う姿勢等により、広島県聴覚障害者センターの指定管理者として適正な団体と評価され、指定管理者候補者として選定された

2 施設の概要

所在地	広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号
施設の設置目的	聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するため
現指定管理者	一般社団法人広島聴覚障害者協会

3 応募者（順番は申請順）

応募者名	所在地	代表者名
一般社団法人広島聴覚障害者協会	広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号	蔵本 則彦

4 広島県聴覚障害者センター指定管理者選定状況

(1) 聴覚障害者センター部会委員

部会長	岩崎 和浩（広島県健康福祉局障害者支援課長）
委員	佐藤 裕幸（広島県民生委員児童委員協議会会長） 鈴木 雅士（鈴木雅士公認会計士事務所公認会計士・税理士） 竹林地 毅（広島大学大学院人間社会科学研究科准教授） 西本 秀子（ニシモト社会保険労務士事務所特定社会保険労務士） 林 誠（広島県身体障害者施設協議会会長）

※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するという施設の設置目的を実現するため、利用者のニーズを捉えたサービスの提供を行う観点から、『Ⅰ 利用者サービスの向上・確保』及び『Ⅱ 利用促進, 新たなイベント提案』に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名は 3のとおり)	評価及び選定理由
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日, 利用時間などは, 利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか(緊急時の避難体制等を含む) ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	20	14.9	<ul style="list-style-type: none"> ○電話リレーサービスについて, 夜間・早朝の急な依頼も想定されるので, 開館時間について県主管課と検討したい考えであるとの説明があった。 ○貸出機器については, 不具合が生じていないか, 返却時に必ず点検するとの説明があった。 ○苦情・要望に対しては, 職員の話し合いで対応を考える, 必要に応じて県主管課に相談するとの説明があった。

<p>II 利用促進, 新たなイベント提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策, 利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容(計画)は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか 	<p>20</p>	<p>15.3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学生向け平和学習映像に, 手話動画のワイプを加える業務を検討しているとの説明があった。 ○電話リレーサービスの利用促進について積極的に取り組む考えであるとの説明があった。 ○コロナ感染拡大防止に関連し, 貸出用タブレットによる遠隔手話通訳サービスの実施について提案があった。 ○センターだより(機関紙)の配布先について, 医療関係団体への拡大を検討しているとの説明があった。 ○ホームページの充実や Facebook での情報発信に継続して取り組むとの提案があった。 ○近隣の小学生の夏休み等に, 手話教室を開催するとの提案があった。 ○2022年に広島市で開催される第77回全国ろうあ者大会に関連するセンターの利用促進について提案があった。
<p>III 維持管理水準の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか 	<p>10</p>	<p>6.8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○設備・備品等の定期点検を行うとともに, 修繕が必要な場合は県と連絡を取り合い対応するとの提案があった。
<p>IV 申請者の経営状況・信頼性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の執行体制(安全管理・労災)が安定し, 配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等, 責任体制は確保されているか ・有資格者, 経験者の配置状況は適切か 	<p>15</p>	<p>10.9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の利用者増に伴う体制整備については, 利用者数の約半数が会議室利用であることから, 増員しなくても対応可能との説明があった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か 			
V 申請者の取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	15	12.5	<ul style="list-style-type: none"> ○センターまつりについて、近隣住民への参加の呼びかけを継続するとの提案があった。 ○手話通訳者の養成について、関係団体で組織される養成委員会に、継続して参画するとの提案があった。
VI 申請提案額（金額評価）	<p>最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	10	10	<ul style="list-style-type: none"> ○提案額は管理費用基準額の範囲内であった。 ○申請者が1者のみであり、最低提案金額と申請者の提案金額が一致するため、10点と評価された。
VII 申請提案額の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか 	10	7	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷物については、インターネット発注などによるコスト軽減を検討されたいとの意見があった。
合計点数		100	77.4	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。